

情報ファイル

Information

国保・医療

国民健康保険税
随時分の納期限は

3月31日(水)

国民健康保険税（国保税）は、皆さんの医療費の支払いに充てられる目的税です。

納期限内に納めていただかないと、国民健康保険事業の運営に支障をきたすこととなります。かならず納期限内に納めましょう。国保税を納めるには口座振替が便利で安心です。納期ごとに金融機関に向いて国保税を納める必要がなく、預金口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れがありません。

申込用紙は、金融機関か市民窓口グループにあります。通帳に使用している印鑑と通帳をお持ちになって手続きをしてください。なお、口座振替をご利用の方は、残高をご確認ください。

問合せ先

市民窓口グループ

☎52-11111（内線261・262）

退職したら

健康保険の届け出

各職場の医療保険（会社の健康保険や共済組合など）に加入している方以外は、すべての方が国民健康保険（国保）に加入しなければなりません。

職場の医療保険をやめて、国保に加入する場合、職場の医療保険をやめた日から、国保に加入することになります。

手続きは、忘れずに14日以内に行ってください。

なお、届け出が遅れると、さかのぼって保険税を支払うことになり、また、届け出日より前の医療費が保険適用にならないこととなります。

国保の保険税は、加入した月から月割で計算されます。加入した月とは、届け出をした月ではなく、前の健康保険などをやめた月、あるいは、他の市町村から転入した月をいいます。

たとえば、一昨年の3月に会社を退職した方が、病院にかかりたいために、国保加入の届け出をしたときは、届け出をした月からの保険税からではなく、一昨年の3月にさかのぼって（最高3年）保険税を納めていただくこととなります。

なお、この場合は、届け出日

より前の医療費については、全額自己負担となります。

問合せ先

市民窓口グループ

☎52-11111（内線261・262）

子ども医療費

受給者証

平成22年1月診療分から、子ども医療費助成枠を、0歳から中学校卒業年（15歳）の3月31日までに拡大しています。

4月に小学校へ入学するお子さんのいるご家庭に、入学後に使用する子ども医療費受給者証を3月中に送付します。（就学前のお子さんは、現在お持ちの子ども医療費受給者証をそのままご使用ください。年齢拡大後の新しい受給者証は、有効期限が切れる前に順次送付します。）

また、3月に中学校を卒業するお子さんは、3月31日をもって子ども医療費の受給資格を喪失するため、4月1日以降医療機関などに受診したときは、自己負担分をお支払いいただくこととなります。（ただし、他の福祉医療を受給している方は除きます）

なお、現在使用している子ども医療費受給者証は、有効期間終了後に、市民窓口グループに

返還をお願いします。

問合せ先

市民窓口グループ

☎52-11111（内線227・217）



歌のイ・ロ・ハ♪

春の歌謡講座開催！

講師／日本クラウン（クラウンレコード）川崎アキラ

とき／平成22年4月3日(土)と4月4日(日)

午後2時～4時30分

会場／碧南芸術ホール内スタジオ

碧南市鶴見町1-70-1 ☎0566-48-3731

★予約は不要です、会場に直接来場下さい

☆筆記用具は必要です。テープレコーダーがあればなおし

・川崎アキラ音楽事務所／高浜市沢渡町3-7-3 (090-4252-9270)

☎お電話に出られる時間は午前10時30分～12時30分

広告

受講料
無料